第十二条第二十七号の十を同条第二十七号の十六とし、同条第二十七号の七から第二十七号の九までを六号ずつ繰り下げ、同条第二十七号の六中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定に基づき都道府県知事が指定する鳥獣保護区（以下「都道府県指定鳥獣保護区」という。）」を「都道府県指定鳥獣保護区」に改め、同号を同条第二十七号の十二とし、同条第二十七号の五中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区（以下「国指定鳥獣保護区」という。）」を「国指定鳥獣保護区」に改め、同号を同条第二十七号の十一とし、同条第二十七号の四中「（平成十四年法律第八十八号）」を削り、同号を同条第二十七号の十とし、同条第二十七号の三中「（平成四年法律第七十五号）」を削り、「鳥獣」を「動物」に改め、同号を同条第二十七号の九とし、同条第二十七号の二を同条第二十七号の八とし、同条第二十七号中「第十三条第三項第十号」を「第二十条第三項第十一号」に改め、同号の次に次の六号を加える。

二十七の二　国立公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る植物であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を採取し、又は損傷すること。

二十七の三　農業を営むために法第二十条第三項第十二号の規定により環境大臣が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと（法第二十条第三項第十二号の環境大臣が指定する区域内において行うものに限る。以下次号において同じ。）。

二十七の四　森林の整備及び保全を図るために法第二十条第三項第十二号の規定により環境大臣が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

二十七の五　環境大臣が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること（法第二十条第三項第十二号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同じ。）。

二十七の六　宅地内に木竹を植栽すること。

二十七の七　桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

第十二条第二十七号の十六の次に次の四号を加える。

二十七の十七　遭難者の救助に係る業務を行うために犬（法第二十条第三項第十四号の環境大臣が指定するものに限る。以下この条において同じ。）を放つこと（法第二十条第三項第十四号の環境大臣が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ。）。

二十七の十八　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

二十七の十九　人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの。

イ　警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

ロ　野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

二十七の二十　家畜を係留放牧すること（法第二十条第三項第十四号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

第十二条第二十九号の二中「通常行われる行為のために」を削り、同条第二十九号の十四中「立ち入ること」の下に「（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）」を加え、同条第二十九号の十五中「第十三条第三項第十三号」を「第二十条第三項第十六号」に、「第十四条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に改め、同条第二十九号の十六中「第十三条第三項第十三号」を「第二十条第三項第十六号」に、「第十四条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に、「第十三条第三項」を「第二十条第三項」に、「第十四条第三項」を「第二十一条第三項」に改め、同条第二十九号の二十七中「土地改良法」の下に「（昭和二十四年法律第百九十五号）」を加え、同条第二十九号の三十中「交通」を「、交通」に改め、同条第三十号から同条第三十三号を削り、同条第三十四号を同条第三十号とし、同条第三十一号を同条第三十一号とする。

第十二条の二中「第十四条第五項」を「第二十一条第五項」に改め、「次に」を「次の各号に」に改め、同条第二号中「第十四条第三項各号」を「第二十一条第三項各号」に改め、同条第三号中「第十四条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に、「第十三条第三項第五号」を「第二十条第三項第六号」に改める。

第十三条中「第十四条第八項第三号」を「第二十一条第八項第四号」に改め、同条第一号中「から第二十七号の十まで」を「、第二十七号の八から第二十七号の十六まで」に改め、同条第二十七号を同条第二十八号とし、同条第二号の三を削り、同条第三号から同条第二十六号を次のように改める。

三　認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。

四　国立公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可を受けて捕獲した鳥獣又は採取した鳥類の卵であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を当該捕獲又は採取をした場所に放つこと。

五　国立公園において鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による環境大臣の許可を受けて捕獲した鳥獣又は採取した鳥類の卵を当該捕獲又は採取をした場所に放つこと。

六　国立公園の区域のうち国指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により国が行う保全事業又は同条第三項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として捕獲した鳥獣又は採取した鳥類の卵を当該捕獲又は採取をした場所に放つこと。

七　国立公園の区域のうち都道府県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第五項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として捕獲した鳥獣又は採取した鳥類の卵を当該捕獲又は採取をした場所に放つこと。

八　国立公園において鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による都道府県知事の許可を受けて捕獲した鳥獣又は採取した鳥類の卵を当該捕獲又は採取をした場所に放つこと。

九　国定公園の区域のうち都道府県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により都道府県が行う保全事業又は同条第四項の規定により都道府県知事に協議し、その同意を得た保全事業として捕獲した鳥獣又は採取した鳥類の卵を当該捕獲又は採取をした場所に放つこと。

十　遭難者の救助に係る業務を行うために犬を放つこと。

十の二　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

十の三　人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの。

イ　警察犬その他これと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

ロ　野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

十一　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六条第一項に規定する漁業権（同条第五項第一号に規定する第一種共同漁業又は同項第五号に規定する第五種共同漁業に係るものに限る。）の存する水面において、漁業の免許を受けた者が当該漁業権に係る水産動植物を放ち、植栽し又はまくこと。

十二　水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第二十条第一項の規定により農林水産大臣が定める人工ふ化放流に関する計画又は道県知事が定める人工ふ化放流に関する計画に基づきさけ又はますを放流すること。